

# 門真市立図書館運営方針（案）

令和4（2022）年 月

門真市



# 目次

第1章 運営方針の策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	
2. 図書館の沿革	
第2章 図書館を取り巻く現状と求められる点	3
1. 社会環境・ニーズの変化	3
(1) 多様化する社会	
(2) コロナ禍における生活の変化	
(3) デジタル技術・A I (人工知能)の発達	
(4) 「協働・共創」の視点	
2. 門真市立図書館体制の充実	5
(1) 現状と課題	
(2) 各図書館の機能と位置づけ	
第3章 今後の門真市立図書館について	7
1. 新たに追加する全体的な視点	7
(1) 多様化するニーズへの対応・居心地の良い滞在型空間の提供	
(2) ニューノーマルへの対応	
(3) デジタル技術を活用した図書館サービス・アクセシビリティの向上	
(4) 市民・団体等との「協働・共創」による図書館づくり	
2. 2館それぞれの運営の方向性	8
(1) 知識を深める図書館	
①図書館運営の司令塔	
②市民の学び・課題解決につながる支援	
③地域の文化や歴史を継承	
(2) 世界が広がる図書館	
①図書館利用の入り口となる図書館	
②図書・情報そして学びへの知的好奇心を刺激する環境	
③学びがつながり広がる場所	
用語解説	11



## 第1章 運営方針の策定にあたって

### 1. 策定の趣旨

門真市立図書館は、昭和 52 (1977) 年 4 月の開館から、これまで市民・団体等の皆様のご協力をいただきながら、幅広い資料・情報の収集、提供、保存やレファレンスサービスによる市民の課題解決、子どもから大人まで幅広い年代を対象とした行事など、多様な図書館サービスの提供に取り組んできました。

平成 31 (2019) 年 3 月には「門真市図書館サービス計画」を策定し、「ひろがる世界 未来につながる図書館へ」を基本理念に掲げ、市民の読書活動の支援に加え、未来を切りひらくための学習の場、そしてすべての人に対して生涯学習を支援しつつ、次代を担う人を育成する役割の場となることをめざし、利用者に応じたサービスの提供など、各種取組を進めています。

近年では、図書館を取り巻く環境は大きく変化しています。人々の価値観やライフスタイルなどの社会の多様化、新たな感染症の拡大に伴う生活様式の変化、デジタル技術や A I (人工知能) の進歩などの社会環境の変化や、それに伴う利用者からのニーズの変化により、図書館に求められる役割、機能が多様化・複雑化しています。

今後の新たな図書館は、従来の基本的な図書館業務とこれまで担ってきた役割を尊重しつつ、より多くの利用者にとって価値のある図書館とする必要があります。そのため、地域社会と市民生活を支える情報拠点として、新たな図書館のあり方を模索し、その方向性を示すものとして本運営方針を定め、加えて、「門真市図書館サービス計画」と併せて各種取組に反映することで、図書館の特色を生かし、利用者の多様なニーズに対応した運営を行います。

### 2. 図書館の沿革

本市では、北部地域に昭和 48 (1973) 年 6 月に門真市立ブックセンターを設置し、資料・情報の収集及び市民の読書機会の提供に努めてきました。その後、同ブックセンターを母体とし、昭和 52 (1977) 年 4 月に図書館法に基づく門真市立図書館を開館し、昭和 63 (1988) 年 10 月には本市南部地域にある門真市立青少年活動センター内に沖分室を開室しました。また、平成 19 (2007) 年 3 月に青少年活動センターの移転に伴い沖分室を閉室、同年 5 月には門真市民プラザ内に青少年活動センターとともに図書館分館を開館し、今日まで北部地域に本館、南部地域には分館と、南北それぞれに市民の情報拠点を配置し、乳幼児から高齢者まで多世代の読書活動を促進してきました。

昨今、我が国ではまちづくりやまちの活性化のための新たなツールとして、特徴のある図書館整備や運営が全国的に広がり、多くの市民が利用したくなる魅力ある図書館づくりに期待が集まっています。

今後、本市においてもまちづくりの進展と相まって、北部地域、南部地域それぞれの地域特性に応じた魅力ある新たな図書館の整備を予定しています。門真市立図書館は、これまでの市直営による本館1館、分館1館の体制から、市が直営で運営する図書館と指定管理者の運営による図書館の新たな2館体制へと進化します。市と指定管理者が互いの長所を生かしつつ、施設面、運営面の両面で、門真市立図書館は大きな変革の時期を迎えます。

《施設の現状》

	本館	門真市民プラザ分館
所在地	門真市新橋町3番4-101号	門真市大字北島546番地
開館日	昭和52年4月1日	平成19年5月1日
床面積(m <sup>2</sup> )	1,598.41	264
構造	SRC地下1階地上2階	RC2階の一部
開館時間	火～金曜日：午前10時～午後7時 (参考資料室は午後6時) 土曜日：午前10時～午後6時 日曜日：午前10時～午後5時	午前10時～午後7時
休館日	・月曜日・第4金曜日 ・国民の祝日(日曜日は開館) ・年末年始・蔵書点検期間	・木曜日・第4金曜日 ・年末年始・蔵書点検期間

## 第2章 図書館を取り巻く現状と求められる点

### 1. 社会環境・ニーズの変化

#### (1) 多様化する社会

近年、個人の価値観やライフスタイルが著しく多様化しています。平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」においては、その 17 の国際目標の基本的な理念として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」が掲げられ、世界的に取り組が進められており、また、令和 2 (2020) 年 3 月に策定した本市の第 6 次総合計画においても SDGs の実現に向けた視点が各施策の目標として取り入れられています。

日常生活や、職場などの組織の中でも、それぞれの違いや価値観を受け入れ、一人ひとりがその考え方や能力を認められ、それらを生かし活躍できる環境を整えていこうとする「ダイバーシティ&インクルージョン」の考え方が重要視されています。

また、令和元 (2019) 年 6 月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法)」においては、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けることのできる環境を整えていくこととされています。

このように、国籍、年齢、性別、身体的特徴だけでなく、価値観、ライフスタイル、趣味嗜好などの多様性が広がっていく中で、従前よりも多様化する人々のあらゆるニーズを想定するとともに、自発的な学びを支援することのできるゆとりある空間を創出し、あらゆる利用スタイルに対応可能な滞在型の情報拠点となることが求められています。

#### (2) コロナ禍における生活の変化

令和 2 (2020) 年の新型コロナウイルス感染症拡大以降のコロナ禍において、身体的距離の確保や 3 密の回避、買い物、会食、通勤通学などのあらゆる面で「新しい生活様式」への転換が進み、テレワークをはじめとするオンライン化など、人々の日常生活や働き方が大きく変化しました。

不特定多数の人が来館する図書館においては、コロナ禍の緊急事態宣言に伴う休館、また宣言解除後においても不要不急の外出自粛等の行動規制が継続されたことにより、従来から課題とされていた「著作権法」第 31 条に規定する図書館関係の権利制限規定について、デジタル化・ネットワーク化に対応できてい

ないという利用者ニーズが顕在化し、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスを容易に行えるよう、早急に対応することが求められました。

このことにより、令和3（2021）年6月に公布された「著作権法の一部を改正する法律」において、図書館関係の権利制限規定の見直しがなされ、感染症対策等のために図書館が休館している場合はもちろん、病気等で図書館に来館することが出来ない場合や近隣に図書館が存在しない場合などでも、ほしい情報を手に入れることができるよう、国立国会図書館が絶版等資料のデータを、図書館等だけでなく直接個人の利用者へ対しても送信できるよう規定されるとともに、各図書館等が一定の条件の下、著作物の一部をメールなどで送信することができるよう規定されました。

このように、図書館の休館や来館困難な状況であっても、デジタルネットワーク技術の活用により、図書館資料へのアクセスを保障することが重要視されるとともに、来館される方に関しては、非接触型の図書館サービスの提供や在宅勤務・テレワークの代替スペースとしての空間の活用ニーズなど、ニューノーマルへの対応が求められています。

### （3）デジタル技術・A I（人工知能）の発達

近年、デジタル技術の発達やA I（人工知能）などの最先端技術の進展が目まぐるしく、これら技術の活用は、子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、全ての方にとって利便性が高まるなど、図書館サービスの向上に資するものと期待されます。このことから、情報格差、いわゆるデジタルデバイドに配慮しつつ、これらの技術を積極的に活用した図書館サービスの質の向上、アクセシビリティの向上に取り組む必要があります。

### （4）「協働・共創」の視点

本市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」では、これまでの「門真市第5次総合計画」に掲げた「協働」を基本としつつ、市役所のみならず、市民、議会、民間事業者など、多様な主体が連携し、それぞれの知恵とノウハウを結集して、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく「協働・共創」のまちづくりの視点を新たに掲げています。

このことから、図書館においてもこの視点を取り入れ、市民・団体等との「協働・共創」による図書館づくりを行う必要があります。



## 2. 門真市立図書館体制の充実

### (1) 現状と課題

市民の読書や図書館利用に関する状況では、平成 28(2016)年度に小学5年生及び中学2年生とその保護者に対して行った「子どもの生活に関する実態調査」において、授業以外の読書時間について、「まったくしない」が40.6%となっており、これは大阪府内全自治体の32.3%と比較しても高い数値となっています。

また、令和3(2021)年3月に市民に対して行った「(仮称)門真市立生涯学習複合施設整備に係るアンケート調査」の結果においては、回答者のうち約8割の方が、門真市立図書館を「ほとんど利用しない」「1度も行ったことがない」と回答されました。

このように、他の自治体と比べて子どもたちの読書時間が少ないことや、門真市立図書館の利用者が、市民のごく一部に限られている現状を踏まえると、より多くの市民が利用したいと思う魅力的な図書館の整備が必要と考えられます。

また、同複合施設に係るアンケート結果において、市の南部地域に居住している方は、市の北部に位置する京阪電鉄古川橋駅周辺を訪れる回数が少ない傾向にあることも伺えます。

このような状況を勘案し、市の北部・南部両地域ともに、新たな図書館を整備することで、地域による公共施設の利用の偏在にも配慮し、市民一人ひとりの学びの機会を確保するなど、より一層、図書館体制の充実が必要です。

図書館の施設整備にあたっては、北部地域については、門真市駅近くの現図書館を古川橋駅北側エリアに建設予定の(仮称)門真市立生涯学習複合施設内に整備し、南部地域については、門真市民プラザ内の一部を大幅にリニューアルし、図書館として新たに整備します。このことにより、現在の門真市民プラザ分館の認知度やこれまでの南部地域に居住する利用者へ配慮することができます。また、門真市民プラザは、多くの施設・機能が複合化した施設であり、図書館機能を拡充することで、生涯学習センターや青少年活動センター、市民公益活動支援センター、子育て支援拠点等をはじめとした、門真市民プラザ内の他の施設・機能と更なる連携を図ることができ、それぞれの利用促進による相乗効果も高まることが期待されます。

### (2) 各図書館の機能と位置づけ

現在、門真市立図書館は本館と門真市民プラザ分館の1館1分館の体制で運営しています。

本館については、本市の図書館運営及び図書館サービスの骨格を担い、門真市民プラザ分館は、本館の役割を補完し、本市内の図書館サービスを拡充する分館

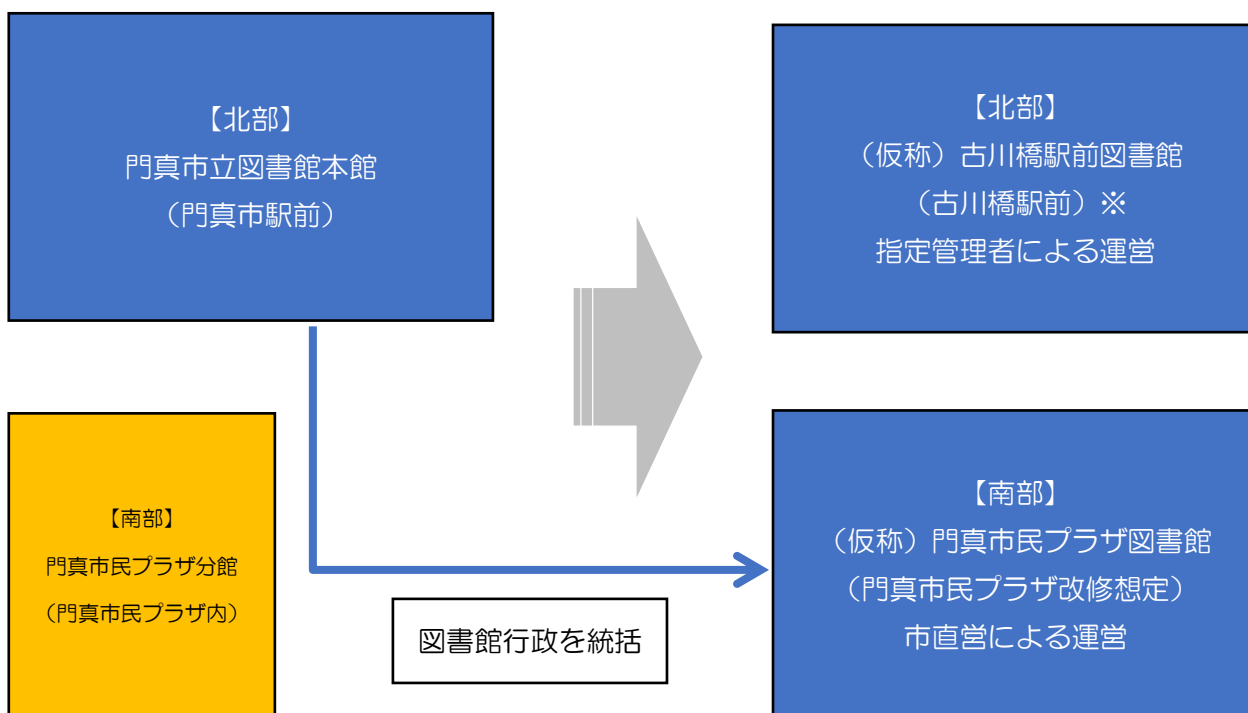
として機能を分担しています。

また、本館・分館ともに、多様化する地域や利用者のニーズに応じた調査及び研究を支援する情報を提供し、あらゆる世代の市民にとって親しみやすく、地域に開かれた図書館として、情報へのアクセス向上や読書環境の充実等にとどまらず、市民や学校との連携を密にすることにより、市民と市民がつながる場、子どもの読書意欲向上を図る場として運営することを位置づけています。

今後は、本館・分館という役割や機能だけではなく、施設周辺の立地条件や地域特性等も加味し、市直営館を静かで落ち着いた環境のある南部地域に、北部地域には、古川橋駅周辺のまちづくりにおける賑わい創出にも寄与できるよう指定管理者が運営する図書館を（仮称）門真市立生涯学習複合施設内に配置する予定としており、施設、運営者ともに新たな2館体制へと進化することから、2館それぞれの良さや特色を生かした運営を行う必要があります。

#### 《現状》 1館1分館体制

#### 《今後》 2館体制



※ 古川橋駅前に整備予定の（仮称）門真市立生涯学習複合施設内に開館予定

### 第3章 今後の門真市立図書館について

門真市立図書館ではこれまで、平成31(2019)年3月に策定した「門真市図書館サービス計画」において、「ひろがる世界 未来につながる図書館へ」を基本理念として、市民の知の拠点となることをめざし、運営してきました。

そして今後は、前章の「図書館を取り巻く現状と求められる点」を踏まえ、門真市立図書館全体について、新たに以下の4つの視点を加えた取組を進め、門真市図書館サービス計画における基本理念の実現をめざします。

また、新たに整備する2館それぞれの運営の方向性については、市直営館は、「知識を深める図書館」、指定管理者の運営館は「世界が広がる図書館」とし、これらの特色を生かし、2館が連携し互いの長所を生かしながら、より一層充実した図書館サービスを提供します。

門真市図書館サービス計画における基本理念

「～ひろがる世界 未来につながる図書館へ～」

#### 1. 新たに追加する全体的な視点

##### (1) 多様化するニーズへの対応・居心地の良い滞在型空間の提供

国籍、年齢、性別、身体的特徴のみならず、人々の価値観、ライフスタイルの多様化に伴い、多様化、複雑化する人々のニーズへと対応するため、すべての方が利用しやすい環境を整えるのはもちろんのこと、幅広い資料の収集、保存、提供を行うとともに、地域課題のさらなる把握に努め、人々の様々な課題解決を支援します。また、読書や調べもの、活動発表、自習、テレワークなど、人々のライフスタイルに合わせて利用することのできる滞在型の空間の提供に努めます。

##### (2) ニューノーマルへの対応

電子図書館サービスの更なる充実や、アウトリーチサービスの提供など、非来館型サービスの充実により、図書館の休館や来館できない状況であっても図書館サービスを利用することのできる環境の整備を推進します。また、来館者に対しては自動貸出機の設置など非接触によるサービスの提供や働き方の変化に伴う空間利用のニーズに応える環境づくりを行います。

##### (3) デジタル技術を活用した図書館サービス・アクセシビリティの向上

郷土資料のデジタルアーカイブ化や電子図書館サービスの充実はもとより、

紙媒体、電子媒体を問わず、あらゆる形態の資料・情報の活用を視野に入れた図書館サービスの提供に努めるとともに、他機関が所有する資料を含めたより多くの資料・情報へ図書館が窓口となりアクセスすることのできる環境を整えるなど、利用者のアクセシビリティの向上に努めます。

また、I Cタグの導入による自動貸出機や予約棚などの設置やその他、全国的な取組の先進事例を参考に導入を検討するなど、あらゆるデジタル技術の活用を視野に、図書館サービス、アクセシビリティの向上に向けた検討を進めます。

#### (4) 市民・団体等との「協働・共創」による図書館づくり

市民やボランティア団体、企業、大学など各種団体との連携によるイベントの開催など、これまでの「協働」による図書館運営だけでなく、運営に関する情報発信や市民・団体等の活動支援をより積極的に行うことで、それらの方々が主体的に図書館運営に関わり、各々の知恵や経験を結集して図書館サービスの新たな価値を創出することのできる環境をつくり、「協働・共創」による取組を進めます。

## 2. 2館それぞれの運営の方向性

### (1) 知識を深める図書館

これまでの長年の図書館運営の中で蓄積された知識・経験を生かし、資料の収集・保存、各関係機関との連携等の図書館の責務を全体の司令塔として果たすとともに、人々の生涯を通じた「知りたい・学びたい」という意欲に応える資料・情報の提供に努めます。

#### ①図書館運営の司令塔

庁内外の調整をはじめ、図書館運営の司令塔として、図書館施策の企画立案や、蓄積性・継続性・公平性が求められる専門的なサービス（選書・レファレンス・障がい者サービス・学校図書館支援など）を安定的に提供します。

また、市の直営館として公平・中立の立場で、指定管理館、地域・ボランティア、学校、行政、その他各関係機関等と、市民にとって有益な連携を行うことで、これまでの図書館サービスの質を維持・向上しつつ、円滑でより良い図書館運営とすることをめざします。

#### ②市民の学び・課題解決につながる支援

これまでの図書館運営で培った司書の専門的ノウハウを生かし、長く読み継

がれる図書、貴重資料を選書し、系統立てて整理することで、地域の情報拠点として市民の学び・課題解決に資する資料を幅広く収集・保存します。

その上で、それら資料に関する知識や求められる事柄についての情報検索、アプローチの方法など、市民が求めている事柄について、より深く知ることができる資料・情報の提供を行います。

また併せて、学びや課題解決を望む市民が、自ら必要な資料・情報にアクセスし、それらを活用することができるよう、情報活用能力の育成に向けた講座の開催等にも取り組むことで、市民の生涯を通じた学びや、日常生活での課題解決を支援します。

### ③地域の文化や歴史を継承

地域の文化、歴史、民俗や市にゆかりのある人物に関する資料などの郷土資料や、市の計画、各種統計などの行政資料等の地域資料について、市の直営館としての立場から、地域や行政等の各方面と連携することで、積極的・継続的に資料の発掘・収集・記録・保存を行うとともに、デジタルアーカイブ化の推進等により、多くの方に広く活用してもらえるよう利用促進を図ります。

また、歴史資料館との連携により職員の研修等を行い、地域の文化や歴史についての見識を深めることで、さらなる地域資料の収集やレファレンス技能の向上に生かすとともに、調査研究を目的に歴史資料館を訪れた方に対して、図書館から資料提供を行うなど、積極的に相互の連携を図ることで、地域資料を広く周知し、互いの利用を促進しながら、地域文化、歴史等の継承に努めます。

## (2) 世界が広がる図書館

豊富な蔵書数と駅前立地という地理的特性等を生かし、人々がこれまで知らなかった何かに出会い、新たな視点、世界が広がっていくような、知的好奇心を引き出す環境を提供するとともに、それらの出会いが様々な交流を促進し、賑わい創出など周辺エリアにも寄与できる場の提供に努めます。

### ①図書館利用の入り口となる図書館

駅周辺を訪れる人々に気軽に来館してもらおうことのできる駅前という立地や読書、自習、活動発表や仕事、カフェの利用など、様々な目的で利用することのできる、複合施設という特性を生かし、これまで図書館を利用したことのない方にも興味を持って気軽に来館してもらえるような空間づくりを行い、併せて魅力的なイベントや講演会等を積極的に開催することで、来館のきっかけをつくり、より多くの人々の図書館の利用を促進します。

## ②図書・情報そして学びへの知的好奇心を刺激する環境

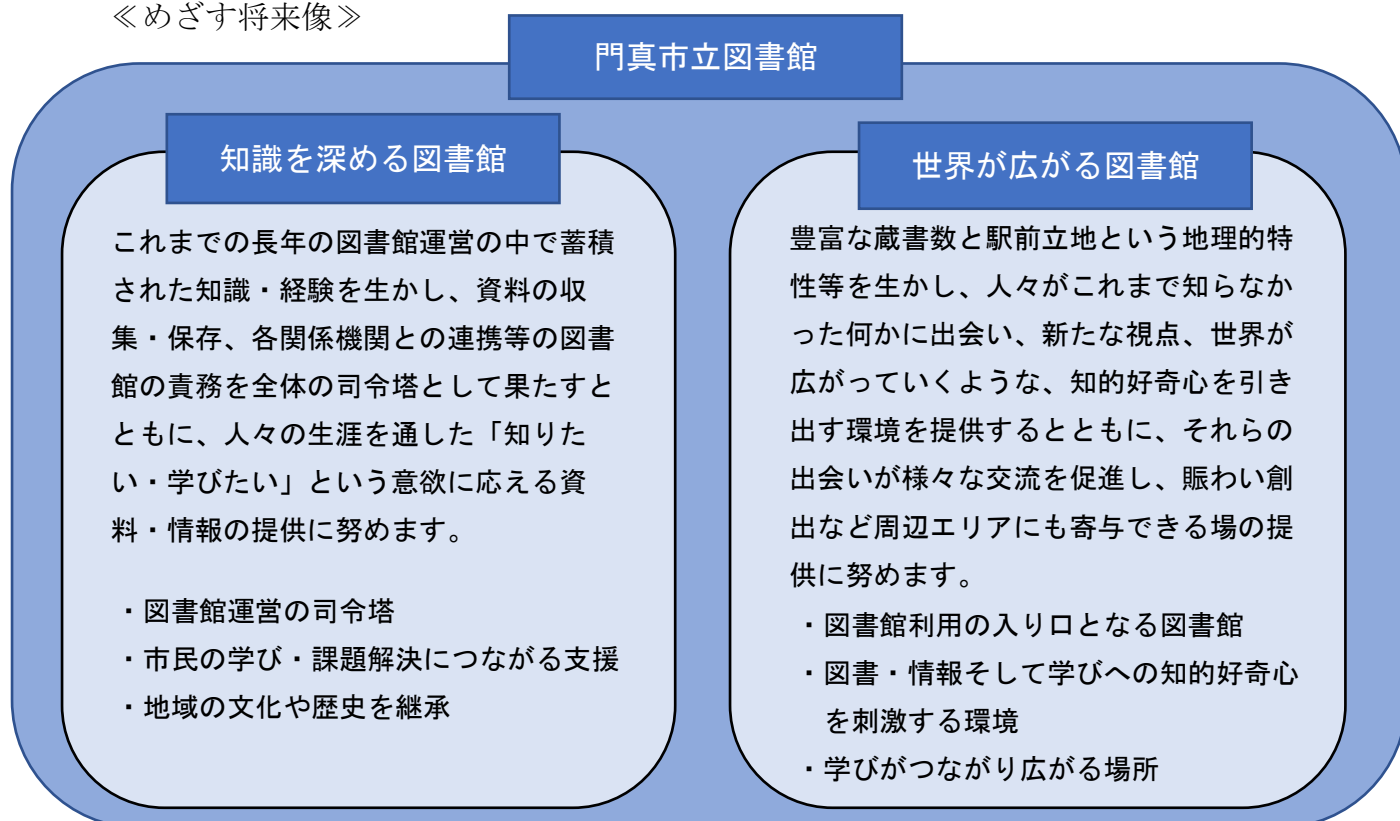
地域の課題や人々の様々なニーズに対応した、幅広く、多様な蔵書構成とするとともに、資料を気軽に手に取ることのできる工夫を加えることで、人々がこれまで知らなかった、新しい、思いがけない図書・情報と出会うことのできる書架づくりをめざすとともに、そこから別の図書・情報等へと興味が広がり、新たな読書活動や学びのきっかけとなるような、知的好奇心を刺激する環境を整えます。

## ③学びがつながり広がる場所

図書館で知り、学んだことについての成果発表、アウトプットとしての活動の場を提供します。また、民間のノウハウを生かしながらその活動を支援し、図書館をより身近に感じてもらうことで、市民が主役となって図書館を創り上げていくことのできる環境を整備します。

また、複合施設という文化会館機能を併せ持つ施設の特性を生かし、活動の場の提供や支援をすることで、その活動が市民同士のつながり、コミュニティの育成、ひいてはまちの賑わい創出に寄与するとともに、活動を目にした人々の自主的な学習、活動意欲を引き出し、さらなる新たな学びや活動へとつながっていくような仕掛けづくりを行います。

### 《めざす将来像》



【用語解説（五十音順）】

用語	解説	掲載ページ
I C タグ	記憶装置と無線通信の機能を持つタグ。複数冊の本のデータを一括で処理できるため貸出や蔵書点検の効率化を図ることが可能。	P. 8
アウトリーチサービス	図書館サービスの圏域内であるにも関わらず、図書館サービスが行き届かない人々に対して図書館が積極的に行うサービス	P. 7
アクセシビリティ	アクセスや利用のしやすさ。	P. 4・7・8
A I（人工知能）	Artificial Intelligence の略。人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。	P. 1・4
持続可能な開発目標（SDGs）	平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。	P. 3
ダイバーシティ&インクルージョン	ダイバーシティは「多様性」、インクルージョンは「包含・包括」の意味。国籍、年齢、性別、身体的特徴や価値観、ライフスタイル、経歴等に関わらず、それぞれの違いや価値観を尊重し認め合い、それぞれの能力を生かしながら活躍することができる状態を表す。	P. 3
デジタルアーカイブ	人類の歴史的・文化的資産を継承し、幅広く利用するために、デジタル情報に変換して保存する場所またはその資産。	P. 7・9
デジタルデバイド	パソコンやインターネットなどの情報技術を利用できる者とできない者との差。	P. 4
テレワーク	パソコンなどの情報通信機器を利用して、事務所や顧客先などと離れた場所で働く労働形態。	P. 3・4・7
ニューノーマル	New（新しい）と Normal（標準・正常・常態）を掛け合わせた造語。社会に大きな変化が起こった結果、新たな常識が定着した状態を表す。現在では主に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い変化した生活様式や働き方などを指す。	P. 4・7
レファレンス	資料や情報を求めている利用者へ情報や情報源を入手できるように手助けするサービスであり、質問に対して回答を提供する質問回答サービスと、資料の維持・管理、各種情報源の作成などの準備サービスに分けられる。	P. 1・8・9

門真市立図書館運営方針

令和4（2022）年 月発行

発行 門真市

編集 門真市立図書館

〒571-0048

大阪府門真市新橋町3-4-101

T E L : 06-6908-2828